

## ◆◆ 適年廃止まであと2年半！！ ◆◆

( 佐藤事務所 社会保険労務士 佐藤 康三 )

適格退職年金制度（適年）は平成24年3月末で廃止になります。廃止まで、あと残り2年半となりました。企業年金連合会によりますと平成21年3月末時点でまだ25,441件もの受託件数が残っているようです。

もしこのまま適年の契約を続けていけばどうなるのかについては、現時点では不透明なところがありますが、税制上の優遇措置の適用がなくなり、掛金が損金計上出来なくなる他、受取時に「退職所得控除」や「公的年金等控除」も適用できなくなってしまうため従業員に不利益をもたらしてしまうことが考えられます。

適年廃止までに企業がとるべき方策は次の4つです。

1. 確定拠出年金（401k）への移行
2. 確定給付企業年金（基金型・規約型）への移行
3. 中小企業退職金共済（中退共）への移行
4. 解約（従業員に一時金として分配）

いずれもの方策にもメリット・デメリットがあるため、比較検討して自社の退職金制度に相応しい移行先を選択してください。

それと同時に、適年制度において多くの企業が抱える積立不足への対応や将来持続可能な退職金制度の構築が望まれます。今後24年3月に向けて、本格検討する企業が適年等の受託金融機関に殺到することが予想され、最後の1年は十分な議論や準備をして対応することが難しくなると思われます。「残り2年半」は決してゆとりある期間ではなさそうです。

今後半年の間には、少なくとも方向性を見出したいものですね。そのために、早めに着手しましょう！！



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館2F  
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：consulting@nasel.co.jp